

障害福祉のご案内



天理市 社会福祉課 障害福祉係

令和7年4月

目 次

1	相談窓口	1
2	手帳制度	4
3	医療費助成	7
4	手当制度	11
5	障害福祉サービス	12
6	意思疎通支援	16
7	補装具の購入・修理	17
8	日常生活用具の給付	18
9	税金の減免等	20
10	運賃・利用料等の割引	24
11	社会参加	30
12	その他	35

1. 相談窓口

(1) 天理市役所 社会福祉課

【所在地】〒632-8555 天理市川原城町 605

【TEL】0743-63-1001（代表） 【FAX】0743-63-5378

福祉の総合的な相談窓口として、日常生活の相談に応じ、必要な支援を行っています。

(2) 天理市障害者相談支援センター

【所在地】〒632-8555 天理市川原城町 605 天理市役所社会福祉課内

【TEL】0743-63-1001（代表） 【FAX】0743-63-5378

身体・知的・精神に障害のある方の生活や福祉についての相談窓口です。
日常生活・社会参加などの相談をお受けし、いろいろな社会資源や福祉サービス
を利用するお手伝いをします。

<< 委託している法人 >>

(社福) だるま会 指定特定相談支援事業所ちゃお

(天理市柳本町 1384-1 TEL:0743-66-2000)

(社福) 寧楽ゆいの会 相談支援事業所こもれび

(天理市前裁町 309-5 TEL:0743-69-6262)

(3) なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう

【所在地】〒633-0091 桜井市桜井 232 ヤガビル 302 号室

【TEL】0744-43-4404 【FAX】0744-43-4404

働くことを希望している、または今働いている障害者に対し、相談や支援を行います。

(4) 奈良県中央こども家庭相談センター

【所在地】〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【TEL】0742-26-3788（代表） 【FAX】0742-26-5651

児童福祉司、児童心理司等の職員が、18歳未満の児童に関するあらゆる問題についての相談を行っています。(療育手帳の判定も行っています。)

(5) 奈良県身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

【所在地】〒636-0393 磯城郡田原本町大字多 722
奈良県総合リハビリテーションセンター内
【TEL】0744-32-0210 【FAX】0744-32-0650

医師、ケースワーカー、心理判定員等の職員が、市町村など関係機関と連携しながら心身障害者の更生相談や医学的・心理学的判定等を行います。18歳以上の方の療育手帳の判定も行います。

(6) 奈良県発達障害者支援センター「でいあー」

【所在地】〒636-0393 磯城郡田原本町大字多 722 番地
【TEL】0744-32-8760 【FAX】0744-32-8761

自閉症、アスペルガー症候群や、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがある方とその家族に対する支援を行います。

(7) 奈良県重症心身障害児者支援センター

【所在地】〒636-0393 磯城郡田原本町大字多 722 番地
【TEL】080-7042-9539 【E-mail】nara.jushin.c@gmail.com

重症心身障害児者、医療的ケア児等に関わる主に医療・福祉関係者の専門的な相談に応じます（ご家族からの相談にも応じ、適切な支援へつなげます）その他、支援に関わる人材の育成や関係機関の連絡・調整を行います。

(8) 奈良県郡山保健所

【所在地】〒639-1041 大和郡山市満願寺町 60 番地 1 郡山総合庁舎内
【TEL】0743-51-0191（総務課） 【FAX】0743-61-5306

精神障害者に対する医療相談や難病患者・結核患者・原爆被害者の公費負担等の相談を行います。

(9) ハローワーク奈良（奈良公共職業安定所）

【所在地】〒630-8113 奈良市法蓮町 387（奈良第3地方合同庁舎内）
【TEL】0742-36-1601 【FAX】0742-36-1608

職業紹介等に関するあらゆる相談を行います。専門の職員が、障害者の職業問題についてきめ細かな相談に応じています。

(10) 障害者虐待防止センター（天理市社会福祉課内）

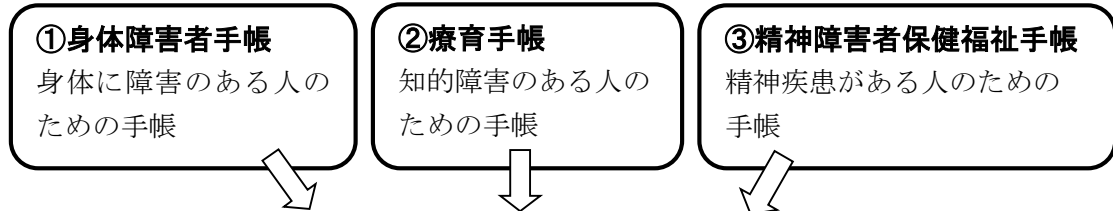
【所在地】〒632-8555 天理市川原城町 605

【TEL】0743-63-1001（代表） 【FAX】0743-63-5378

虐待の通報や届出、相談を受けて、事実確認や安全確認を行い関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行います。

2. 手帳制度

手帳制度は、障害者を支援するためのものです。手帳を取得すると、福祉のサービスの必要性がはっきりし、より充実した支援が受けられるようになります。手帳は、障害によって3種類に分かれています。



手帳を持つことで受けられる支援はいろいろあります。
社会福祉課へご相談ください。

※ 手帳の記載内容に変更があった場合、必ず社会福祉課に届け出を行ってください。

(1) 身体障害者手帳

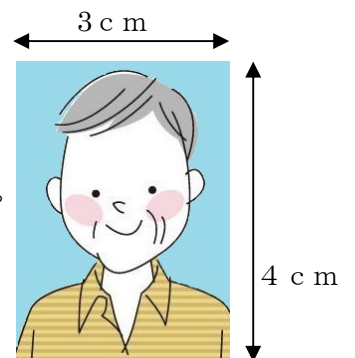
【窓口】社会福祉課

身体に障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。認定されると、県より手帳が交付されます。障害の部位や程度に応じて等級があります。

対象となる障害は、①視覚、②聴覚・平衡機能、③音声・言語・そしゃく機能、④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性）、⑤心臓、⑥じん臓、⑦呼吸器、⑧ぼうこう又は直腸、⑨小腸、⑩免疫機能 ⑪肝臓 です。

【申請に必要なもの】

- ・ 診断書（身体障害者福祉法の指定を受けた医師が作成したもの）
指定の用紙は社会福祉課にあります
- ・ 顔写真2枚（たて4cm×よこ3cm）
※1年以内に撮影されたもので、無帽・無背景・加工されていないもの。
※写真を印刷する紙質は、光沢のある写真用紙で薄いものや脆いものは不可。



☆本人申請の場合

- ・ 個人番号カードもしくは
通知カードと本人確認のための身分証明書（※）
※写真のついていない身分証明書の場合は2つ必要
例：年金手帳・特別児童扶養手当証書・介護保険証等

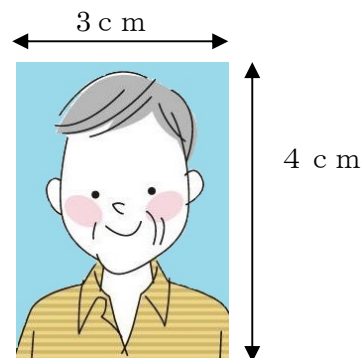
☆代理申請の場合

- ・ 委任状
- ・ 代理人の身分証明書※写真のついていない身分証明書の場合は2つ必要
例：年金手帳・特別児童扶養手当証書・介護保険証等
- ・ 申請者の個人番号カードもしくは通知カード、又はその写し

知的障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。認定されると県より手帳が交付されます。18歳までに発達の遅れが生じている方が対象になります。障害の程度によって、A1（最重度）A2（重度）B1（中度）B2（軽度）に区分されます。

【申請に必要なもの】

- ・ 顔写真2枚（たて4cm×よこ3cm）
- ・ 個人番号カード又は個人番号通知カード及び本人確認ができる書類



*申請にあたって、判定が必要となります。

18歳未満の児童は中央こども家庭相談センターで判定を受けてください（要予約）。
18歳以上の方はまず社会福祉課へご相談ください。社会福祉課で聞き取り調査を行った後、下記の更生相談所で判定を受けていただきます。

< 判定機関 >

奈良県中央こども家庭相談センター（18歳未満の方）

[所在地] 〒630-8306 奈良市紀寺町 833
[TEL] 0742-26-3788 [FAX] 0742-26-5651

奈良県知的障害者更生相談所（18歳以上の方）

[所在地] 〒636-0393 磯城郡田原本町大字多 722
奈良県総合リハビリテーションセンター内
[TEL] 0744-32-0210 [FAX] 0744-32-0650

精神障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。認定されると精神保健福祉センターより手帳が交付されます。うつ病や統合失調症などの心の病気の方が対象になります。障害の程度によって、1・2・3級の区分があります。

- * 手帳の有効期限は2年です。更新される場合には手続きが必要になります。更新手続きは有効期限の3ヶ月前から受け付けています。

【申請に必要なもの】

医師の診断書（作成日が初診から6ヶ月以上経過したもの）

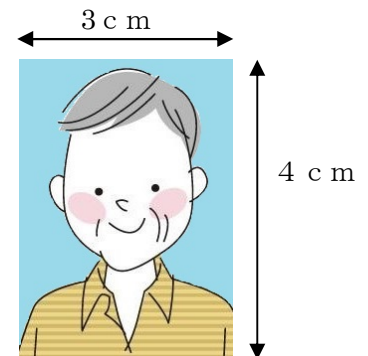
※診断書については、原則奈良県が作成した様式のもの

または

精神疾患をもとにした障害年金を受給している場合

- ① 障害年金証書の写し
 - ② 年金裁定通知書の写し
 - ③ 一番最近の年金振込み通知書（または支払い通知書）の写し
- * ①～③のいずれかを提出してください。障害年金による申請の場合、同意書が必要です。

- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
写真のサイズは右の大きさです
 - ・ 受給者の個人番号カード
- 又は、
- ・ 個人番号通知カード及び本人確認ができる書類
（受給者が18歳未満の場合は保護者のものが必要）



3. 医療費助成

(1) 自立支援医療（更生医療）の給付

【窓口】社会福祉課

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方が、指定医療機関において、障害を軽減し、機能を回復するための医療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担されます。自己負担は原則1割です。

【対象となる医療例】

人工透析療法、じん移植手術、心臓手術、関節形成手術、角膜手術、外耳形成手術、肝移植手術、唇顎口蓋裂の歯科矯正、抗HIV療法など

【必要なもの】 医師の意見書、健康保険証情報がわかるもの（申請する本人及び同一保険加入家族全員分）、特定疾病療養受療証の情報がわかるもの（人工透析治療の方のみ）、受給者の個人番号カード又は個人番号通知カード、

※意見書については、指定の様式で指定医療機関が作成したもの
(詳しくは窓口へお問い合わせください。)

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

【窓口】社会福祉課

通院により精神疾患の治療を受けている方で、指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院医療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担されます。自己負担は原則1割です。

【必要なもの】 医師の診断書、健康保険証情報がわかるもの（申請する本人及び同一保険加入家族全員分）、受給者の個人番号カード又は個人番号通知カード及び本人が確認できる書類（18歳未満の場合は保護者のものも必要）

※診断書については、指定の様式で指定医療機関が作成したもの
(詳しくは窓口へお問い合わせください。)

(3) 精神障害者医療費助成制度（精神通院）の給付

【窓口】社会福祉課

自立支援医療（精神通院）を利用し、医療機関・薬局等で支払った1割の自己負担分を助成します。保険種別が、国保・後期高齢・社会保険家族の方で所得制限を超えていない方が対象となります。

【必要なもの】 本人名義の銀行口座がわかるもの、健康保険証情報がわかるもの、個人番号カード又は個人番号通知カード

身体に障害があり、そのまま放置すれば将来に障害を残すと認められる18歳未満の児童が、指定医療機関において手術等の外科的治療により確実な治療効果を期待できる場合、医療費の一部が公費で負担されます。自己負担は原則1割です。

【対象となる医療例】

人工透析療法、じん移植手術、心臓手術、関節形成手術、外耳形成手術、唇顎口蓋裂の歯科矯正、抗HIV療法など

【必要なもの】 医師の意見書、健康保険証情報がわかるもの（申請する本人及び同一保険加入家族全員分）、特定疾病療養受療証の情報がわかるもの（人工透析治療の方のみ）、受給者と保護者の個人番号カード又は個人番号通知カード、

※意見書については、指定の様式で指定医療機関が作成したもの
(詳しくは窓口へお問い合わせください。)

★自立支援医療 (1)更生医療 (2)精神通院医療 の自己負担額について

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市民税非課税 本人収入≤80万	市民税非課税 本人収入>80万	市民税<3.3万 (所得割)	3.3万≤市民税<23.5万 (所得割)	23.5万≤市民税 (所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得		一定所得以上 公費負担の 対象外 医療保険の 負担割合・ 負担限度額
			負担上限月額： 医療保険の自己負担限度		
			高額医療継続者（「重度かつ継続」）※		

※高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり

①疾病、病状等から対象となる者

○更生医療・腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝機能障害

○精神通院医療、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。医療保険の多数該当の者

★自立支援医療 (4)育成医療 の自己負担額について

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市民税非課税 本人収入≤80万	市民税非課税 本人収入>80万	市民税<3.3万 (所得割)	3.3万≤市民税<23.5万 (所得割)	23.5万≤市民税 (所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得		一定所得以上 公費負担の 対象外 医療保険の 負担割合・ 負担限度額
			中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	
			高額医療継続者（「重度かつ継続」）※		

※高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり

①疾病、病状等から対象となる者

○育成医療・腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝機能障害

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。医療保険の多数該当の者

(5) 精神障害者医療費助成事業（一般・後期高齢者） 【窓口】 社会福祉課 障害福祉係
「精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級」の認定を受けられた方で、生活保護・福祉医療を受
けられていない方は、精神障害者医療費助成事業（一般・後期高齢者）を受けられます。
所得制限を超えていない方が対象です。

この制度を受けられた場合、医療費の自己負担が助成されます。
受給資格を認定されますと、病院窓口で支払われた自己負担金の一部が、後日申請時に指
定された銀行口座に振り込まれます。

**【必要なもの】 精神障害者保健福祉手帳、健康保険証情報がわかるもの、口座番号の分か
るもの**

(6) 心身障害者医療費助成事業 【窓口】 保険医療課 福祉医療係
各種健康保険をお持ちで「身体障害者手帳 1 級・2 級または奈良県発行の療育手帳 A1. A2」
の認定を受けた「1 歳以上 75 歳未満」の方は、心身障害者医療費助成制度を受けられます。
この制度を受けられた場合、健康保険の対象になる医療費の自己負担が助成されます。
受給資格を認定されますと、病院窓口で支払われた自己負担金が、後日申請時に指定され
た銀行口座に振り込まれます。（ただし、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までは、
窓口での自己負担はなく、無料で受診できます。）

**【必要なもの】 身体障害者手帳又は療育手帳、健康保険証情報がわかるもの、口座番号の
分かるもの、医療費助成を受ける方及び同居の扶養義務者の個人番号カー
ド又は個人番号通知カード**

(7) 重度心身障害老人等医療費助成事業 【窓口】 保険医療課 福祉医療係
75 歳以上の方（65 歳以上の方で、後期高齢者医療に加入された方も同様です）で、「身体
障害者手帳 1 級・2 級または奈良県発行の療育手帳 A1. A2」の認定を受けられた方は、重
度心身障害老人等医療費助成制度が受けられます。
この制度を受けられた場合、健康保険の対象になる医療費の自己負担が助成されます。
受給資格を認定されますと、病院窓口で支払われた自己負担金が、後日申請時に指定され
た銀行口座に振り込まれます。

**【必要なもの】 身体障害者手帳又は療育手帳、健康保険証情報がわかるもの、口座番号の
分かるもの、医療費助成を受ける方及び同居の扶養義務者の個人番号カー
ド又は個人番号通知カード**

(8) 心身障害者歯科診療 【窓口】 奈良県心身障害者歯科衛生診療所
一般の歯科診療所で治療困難な心身障害者（児）の歯科診療を、奈良県社会福祉総合セン
ター内の心身障害者歯科衛生診療所で行います。



奈良県心身障害者歯科衛生診療所

橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター 2 F 【TEL】 0744-29-0115

4. 手当制度

※ 手帳申請とは別の診断書が必要となります。必要書類等については窓口へお問い合わせください。

(1) 特別障害者手当

【窓口】社会福祉課

【対象者】 自宅で生活している方で、重度な障害（概ね1・2級の障害）が2つ以上ある方で、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の方

【内容】

月 額 29,590 円

支 払 年4回（2・5・8・11月に3ヶ月分をまとめて口座振込）

【受けられない場合】

- ・ 本人あるいは家族に一定以上の所得がある
- ・ 施設などに入所している
- ・ 病院に3ヶ月以上入院中である

(2) 障害児福祉手当

【窓口】社会福祉課

【対象者】 重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護が必要な児童（20歳未満の方）

【内容】

月 額 16,100 円

支 払 年4回（2・5・8・11月に3ヶ月分をまとめて口座振込）

【受けられない場合】

- ・ 本人あるいは家族に一定以上の所得がある
- ・ 施設などに入所している
- ・ 障害基礎年金などを受給している

(3) 特別児童扶養手当

【窓口】社会福祉課

【対象者】 身体または精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を養育されている方

【内容】

月 額 1級・・・56,800 円 2級・・・37,830 円

支 払 年3回（4・8・11月に4ヶ月分をまとめて口座振込）

【受けられない場合】

- ・ 本人あるいは家族に一定以上の所得がある
- ・ 対象児童が施設などに入所している
- ・ 対象児童が公的年金などを受給している

5. 障害福祉サービス

【窓口】社会福祉課

1 相談

社会福祉課または指定特定相談支援事業者に相談します。
サービスが必要な場合は社会福祉課に申請します。

指定特定相談支援事業者

指定特定相談支援事業者とは、市区町村の指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

※指定特定相談支援事業者が見つからない場合は、ご自身でセルフプランを作成することも出来ます。

2 申請

支給の申請を行うと、現在の生活や障害の状況についての調査（アセスメント）が行われます。

3 審査・判定

調査の結果をもとに天理市で審査・判定が行われ、どの程度のサービスが必要な状態（障害支援区分）が決められます。

4 認定・通知

指定特定相談支援事業者が、利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成します。それらを踏まえてサービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

受給者証

サービスの支給量が決まると交付されます。サービスの利用に必要な大切な情報が記載されていますので大切に扱いましょう。

5 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

サービスを利用した時の費用

サービスを利用したら、利用者負担を支払います。月ごとの利用者負担は、世帯の所得（18歳以上の方は、障害のある方とその配偶者の方の所得）に応じて、上限月額が決められています。

詳しくは、社会福祉課の窓口までお問い合わせ下さい。

6 サービス利用

サービスの利用を開始します。

こんな利用
が出来ます



居宅介護 (ホームヘルプ)

家事を手伝ってほしい
風呂に入るときに介助をしてほしい
掃除や買い物を手伝ってほしい
病院の付き添いをしてほしい



介護給付費
訪問系サービス
区分認定必要



短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する人が病気になったので、
短期間どこかの施設で支援してほしい

介護給付費
訪問系サービス
区分認定必要



行動援護

ひとりで行動することが不安なため、
誰かに付き添ってもらいたい

介護給付費
訪問系サービス
区分認定必要



共同生活援助 (グループホーム)

地域で支援を受けながら、共同生活をしたい

訓練等給付費
居住系サービス
区分認定必要な場合あり



施設入所支援

自宅とは別の場所で、支援を受けながら生活したい

介護給付費
居住系サービス
区分認定必要



同行援護

視覚障害のため、外出時における情報提供や、
移動に際しての支援を受けたい

介護給付費
訪問系サービス



就労(移行・継続・定着)支援

就労に向けての訓練を受けたい
支援を受けながら働きたい

訓練等給付費
日中系サービス

こんな利用
が出来ます



自立訓練
(機能訓練・生活訓練)

訓練等給付費
日中系サービス

自立した日常生活や社会生活ができるように訓練を受けたい



生活介護

介護給付費
日中系サービス
区分認定必要



日中、自宅以外の場所での入浴・排泄・食事等の支援を受けたい



地域活動支援センター

地域生活支援

日中に創作活動等をしてすごしたい



移動支援

地域生活支援

いろんなイベントに参加したい
プールや図書館にいきたい



日中一時支援

地域生活支援

休日等に過ごす場所がほしい



意思疎通支援事業

地域生活支援

手話通訳や要約筆記を利用したい



訪問入浴サービス

地域生活支援

自宅の浴槽で入浴するのが困難なので、訪問入浴を利用したい



こんな利用
が出来ます

障害児通所支援



児童発達支援

未就学の障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援を行います。また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である障害児につき、併せて治療を行います。



放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。



保育所等訪問支援

保育所等に通う児童につき、施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。



居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により通所支援を受けるため外出が困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

まずは、ご相談ください



6. 意思疎通支援

(1) 手話通訳者の派遣 【窓口】社会福祉課 FAX 0743-63-5378

手話による意思疎通が必要な方に手話通訳者を派遣します。手話通訳が必要な日の7日前までに社会福祉課へ申し込んでください。申請書はFAXでも受け付けます。緊急の場合は、当日または後日、申請書を提出していただいてもかまいません。市役所が休みのときや夜間も事前に申請があれば、手話通訳者を派遣できます。費用は無料です。申請書は市のホームページからダウンロードできます。

(2) 要約筆記者の派遣 【窓口】社会福祉課 FAX 0743-63-5378

筆記による意思疎通が必要な方に要約筆記者を派遣します。要約筆記が必要な日の7日前までに社会福祉課へ申し込んでください。申請書はFAXでも受け付けます。費用は無料です。

(3) 手話通訳の緊急等連絡体制

① 火災や急病の場合

スマホや携帯電話から「Net119」を使って急病やケガ、火災などの連絡ができます。「Net119」は、奈良県広域消防組合消防本部での事前登録が必要なため、登録手続きには下記にFAX等で連絡をしてください。

奈良県広域消防本部 通信指令課 システム管理係 (月～金 8:30～17:15)

【FAX】 0744-46-9175 【メール】 tsushin@naraksk119.jp

② 事故や事件の場合

直接、警察署に連絡してください。手話通訳者の手配もしてくれます。

・奈良県警察本部 【FAX】 0742-27-1110

・天理警察署 【FAX】 0743-62-6916

携帯メールを利用する方法

・奈良県警察本部 【メール】 110@police.pref.nara.jp

送信内容 ①何があったのか ②いつ? ③どこで ④名前 ⑤住所

⑥メールアドレス ⑦自宅の電話番号

→受信したら「受信した」と返信があり、警察官が現場に来ます。

③ 市役所に用事がある場合

社会福祉課の携帯電話にメールやLINE等で連絡していただく事が可能です。

手話通訳者が対応します。

【メール】 tenri-tuuyaku@ezweb.ne.jp 【TEL】 090-2046-3982

【対応可能時間帯】 営業日の8:30～17:15

※都合により翌営業日以降の対応になる場合がございます。

7. 補装具の購入・修理

【窓口】社会福祉課

身体の失われた部分や障害のある部分の機能を補うことで日常生活を容易にするため、補装具の購入と修理に係る費用の支給を行います。対象となる用具は、障害の部位や等級によって異なります。

対象障害者	補装具の種類
視覚障害	盲人安全つえ・眼鏡・義眼
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢・装具・歩行補助杖（一本杖を除く）・歩行器・車いす 電動車いす・姿勢保持装置・重度障害者用意思伝達装置 （以下児童のみ） 座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

【利用者負担】

購入もしくは修理に係る費用の1割。（ただし、利用者の負担が高額になりすぎないように、所得に応じて上限額が決められています。）

【必要なもの】

- ・ 障害者手帳
- ・ 見積書
- ・ 個人番号カード

☆個人番号カードをお持ちの方

受給者（18歳未満の場合は保護者のものも必要）の個人番号カード

☆個人番号カードをお持ちでない方

個人番号通知カード

- ・ その他、医師の意見書や処方箋が必要な場合もあります。



【その他】

- ・ 必ず購入前に申請手続きをしてください。すでに購入されたものに対する給付はできません。
- ・ 納品の際に、自己負担分を業者へお支払いください。
- ・ 介護保険制度で同じ品目がある場合には、介護保険制度が優先されます。
- ・ 補装具の種類に応じて耐用年数が決まっています。再支給は耐用年数を過ぎた場合に限りです。

8. 日常生活用具の給付

【窓口】社会福祉課

在宅の障害者の日常生活上の困難を軽減し、自立を支援するために、日常生活用具を給付します。

種目	内容	品目
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、児童が訓練に用いる椅子など	ベッド・特殊尿器・移動用リフトなど
自立生活支援用具	入浴・食事・移動などの自立生活を支援する用具	入浴補助用具・T字杖・頭部保護帽など
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具	ネブライザー・たん吸引器・盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	情報の収集や伝達、意思疎通等を支援する用具	点字タイプライター・FAX・読書器・点字図書など
排泄管理支援用具	排泄の管理を支援する衛生用品	ストマ用品・紙おむつ
居宅生活動作補助具	在宅生活の動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	住宅改修費

※品目の詳細については、窓口でお問い合わせください。

【対象者】

在宅の障害者。ただしストマ用品と紙おむつは入院・入所中の方でも給付されます。

【利用者負担】

購入に係る費用の1割。(ただし、利用者の負担が高額になりすぎないように、所得に応じて上限額が決められています。)

【必要なもの】

- ・ 障害者手帳
- ・ 見積書
- ・ 個人番号カード

☆個人番号カードをお持ちの方

受給者（18歳未満の場合は保護者のものも必要）の個人番号カード

☆個人番号カードをお持ちでない方

個人番号通知カード

- ・ その他、意見書など必要な場合があります。



【その他】

- ・ 必ず、購入前に申請手続きをしてください。すでに購入されたものに対する給付はできません。
- ・ 納品時に自己負担分を業者へお支払いください。
- ・ 介護保険制度で同じ品目がある場合には、介護保険制度が優先されます。
- ・ 日常生活用具の種類に応じて耐用年数が決まっています。再支給は耐用年数を過ぎた場合に限ります。

9. 税金の減免等

(1) 所得税・住民税の控除

【窓口】奈良税務署／税務課市民税係

心身に障害のある方、または、心身に障害のある方を扶養されている方は、所得税、住民税の算定において、障害者控除を受けることができます。詳細は、所得税については奈良税務署、住民税については天理市役所税務課市民税係におたずねください。

種類と要件	所 得 税	住 民 税
普通障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族が、身体障害者手帳3級～6級・療育手帳B1. B2・精神障害者保健福祉手帳2級・3級の場合)	所得控除額 27万円	所得控除 26万円
特別障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族が、身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A1. A2・精神障害者保健福祉手帳1級の場合)	40万円	30万円
同居特別障害者の扶養・配偶者控除 (同居している扶養親族、控除対象配偶者が、身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A1. A2・精神障害者保健福祉手帳1級の場合)	扶養控除又は配偶者控除に加えて35万円	扶養控除又は配偶者控除に加えて23万円

奈良税務署 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎内 【TEL】0742-26-1201(代)

天理市役所 税務課市民税係(2階) 【TEL】0743-63-1001(代)

(2) 相続における障害者控除

【窓口】奈良税務署

心身に障害のある方が、相続により財産を取得された場合、障害者控除を受けることができます。詳細については、奈良税務署におたずねください。

種類と要件	控除額
障害者控除 (身体障害者手帳3級～6級・療育手帳B1. B2・精神障害者保健福祉手帳2級・3級)	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額
特別障害者控除 (身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A1. A2・精神障害者保健福祉手帳1級)	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額

奈良税務署 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎内 【TEL】0742-26-1201(代)

(3) 自動車税・軽自動車税 種別割及び環境性能割の減免

障害者手帳・療育手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります。）の日常生活に不可欠な生活手段となっている自動車の税金について減免制度があります。

1. 軽自動車税（種別割）の減免について

【申請窓口】天理市役所 税務課市民税係（2階） ☎0743-63-1001（代表）内線 613, 248, 249

【減免の対象となる軽自動車】

軽自動車の名義人	運転する方
①身体障害者手帳（又は戦傷病者手帳）をお持ちの方 （以下「身体障害者」とします）	ア) 身体障害者本人
	イ) 身体障害者と生計を一にする方
	ウ) 身体障害者のために当該身体障害者を常時介護する方 （身体障害者のみで構成される世帯の方に限る）
②18歳未満の身体障害者と生計を一にする方	エ) 18歳未満の身体障害者と生計を一にする方本人
	オ) 18歳未満の身体障害者のために当該身体障害者を常時介護する方（18歳未満の身体障害者のみで構成される世帯の方に限る）
③療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と生計を一にする方 （以下「知的障害者」「精神障害者」とします）	カ) 知的障害者または精神障害者と生計を一にする方
	キ) 知的障害者または精神障害者のために当該障害者を常時介護する方（知的障害者または精神障害者のみで構成される世帯の方に限る）

- ・減免対象とできる自動車は**障害者の方1人について1台（普通自動車を含む）**です。
- ・課税される年の4月1日現在、**上記の方が軽自動車の名義人であることが必須**です。

【必要書類】

- ① 手帳（下記のいずれか）
 - ・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳＋自立支援医療受給者証
- ② 運転免許証またはマイナ免許証
- ③ 自動車検査証
- ④ 納税義務者の個人番号が確認できるもの（下記のいずれか）
 - 個人番号通知カード・個人番号カード・個人番号が記載された住民票の写し

普通自動車の名義変更窓口	軽自動車の名義変更
近畿運輸局奈良運輸支局 （大和郡山市額田部北町 981-2 ☎050-5540-2063）	軽自動車検査協会奈良事務所 （大和郡山市額田部北町 980-3 ☎050-3816-1845）

※手続きに必要なものがありますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。

【減免判定にかかる障害の程度】

※課税される年の4月1日の現況において判定します。

障害の区分		障害者本人が運転	生計同一人・常時介護人が運転
視覚障害		1級 ～ 4級	1級 ～ 4級
聴覚障害		2級 ・ 3級	2級 ・ 3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級で咽頭摘出者に限る	
上肢機能障害		1級 ・ 2級	1級 ・ 2級
下肢機能障害		1級 ～ 6級	1級 ～ 3級
体幹機能障害		1級 ～ 3級 ・ 5級	1級 ～ 3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級 ・ 2級	1級 ・ 2級
	移動機能	1級 ～ 6級	1級 ～ 3級
心臓機能障害		1級 ・ 3級	1級 ・ 3級
じん臓機能障害		1級 ・ 3級	1級 ・ 3級
呼吸器機能障害		1級 ・ 3級	1級 ・ 3級
ぼうこう・直腸機能障害		1級 ・ 3級	1級 ・ 3級
小腸機能障害		1級 ・ 3級	1級 ・ 3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級 ～ 3級	1級 ～ 3級
肝臓機能障害		1級 ～ 3級	1級 ～ 3級
知的障害			療育手帳 A 1. A 2
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、通院医療費の公費負担を受けている方		1級 (自立支援医療受給者証(精神通院)を受けている方に限る)	

2. 自動車税(種別割)及び自動車税・軽自動車税(環境性能割)の申請について
市と管轄が異なります。手続きに必要なものがありますので、下記申請窓口までお問い合わせください。

【申請窓口】奈良県税事務所 自動車税第二課

(大和郡山市額田部北町 981-8 ☎0743-57-0300)

※自動車税(種別割)、自動車税・軽自動車税の環境性能割を受ける場合は、生計同一証明が必要です。(障害者本人が運転する場合は、生計同一証明は不要です。)
手続き方法については、下記をご確認ください。

3. 生計同一証明・常時介護証明の発行について

【申請窓口】天理市役所 社会福祉課 (1階)

【必要書類】

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ② 自動車検査証
- ③ 次のいずれかの証明
 - 通学証明
 - ・幼稚園児・小学生については、学校名を窓口で申告
 - ・中学生・高校生・大学生については、生徒手帳・学生証の写し

- 通院・入院証明(次のいずれかの証明)
 - ・「入院・通院にかかる証明書」(市所定の様式)
 - ・「通院証明書」(病院発行の任意の様式可)
 - ・通院にかかる病院の領収書(6ヵ月以内で2回分以上のもの)

※自立支援医療(更生医療・精神通院医療)の場合は、
受給者証(1年以内発行のもの)

- 通所・入所証明
 - ・「施設通所・入所にかかる証明書」(市所定の様式)

- 生業についての証明
 - ・事業主が発行する通勤証明書



10. 運賃・利用料等の割引

(1) 奈良県心身障害者タクシー運賃割引制度 【窓口】 社会福祉課

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳所持者

【内 容】 タクシー運賃が1割引になります。利用される方は、乗車の際に必ず手帳を提示し割引対象かご確認ください。

市役所での手続きは必要ありません。

※詳細については、各タクシー会社にお問い合わせください。

(2) 天理市重度障害者福祉タクシー制度 【窓口】 社会福祉課

【対象者】 ①身体障害者手帳で、視覚、下肢、体幹、移動、内部の機能障害がいずれか単独で1級又は2級の方

②療育手帳A1、A2の方

③精神障害者保健福祉手帳1級の方

【内 容】 基本料金が無料になる「天理市福祉タクシー利用券」を1年間に1冊（48枚綴）交付します。1回の乗車につき使用は1枚です。利用は天理市と契約している事業所のタクシーに限ります。

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

(3) チョイソコてんり 【窓口】 総合政策課

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【内 容】 住宅地停留所と目的地停留所間の移動が可能な乗り合い送迎サービスです。

登録時に手帳番号を登録することにより、支払い時に割引運賃が表示されます。手帳番号を登録されていない場合は、支払い時に手帳提示により割引運賃が適応になります。

介助者については、1人まで無料。2人目以降は割引後運賃です。

※ご利用には事前の会員登録と乗車申し込みが必要です。登録時に手帳所持者であることをお知らせください。

(4) 鉄道・バスの運賃割引**【窓口】JR・各私鉄・各バス会社**

【対象者】下記の区分に応じて運賃が割引になります。手帳を提示して乗車券などを購入してください。市役所での手続きは必要ありません。

	種別		割引対象切符	割引	条件
鉄道	第1種所持者 (介護付用)	介護者と乗車	乗車券・急行券 回数券・定期券	50%	定期券割引については、 介護者は通勤定期のみ。 ご本人が小児の場合は、 介護者のみ割引。
		本人のみで乗車	普通乗車券	50%	片道100km超
	第2種所持者(単独用)		普通乗車券	50%	片道100km超
	12歳未満の第2種所持者が介護者と 利用(介護者のみ)		定期券	50%	介護者は通勤定期のみ。
バス	第1種所持者(介護付用)		乗車券・回数券	50%	
	第2種所持者(単独用)		乗車券・回数券	50%	
	精神障害者保健福祉手帳所持者 (写真添付のもの)		乗車券	50%	奈良交通のみ。

※精神障害者保健福祉手帳の鉄道割引は、第1種または第2種の記載が必要です。

また、写真の添付がない精神障害者保健福祉手帳は、割引の対象とならないことがあります。

(5) 航空運賃の割引(国内線)**【窓口】各航空会社**

【対象者】満12歳以上の身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者1名

※精神障害者保健福祉手帳所持者は、顔写真付きのもの。また、搭乗日当日に手帳の有効期間内のもの。

【内容】航空券販売窓口にて手帳の提示により航空運賃が割引になります。

- * 割引制度は、各航空会社により異なります。割引適用の有無、割引率など、詳細は各航空会社にお問い合わせください。



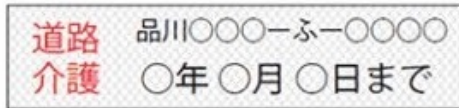
(6) 有料道路の通行料割引

【窓口】 社会福祉課

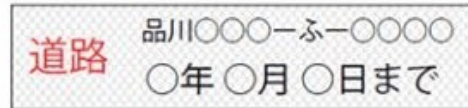
- 【対象者】 ①障害者本人が運転する場合 … 身体障害者手帳の交付を受けている方
②介護者が運転し、障害者本人が同乗する場合 … 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、第1種の手帳をお持ちの方

【割引金額】 有料道路の通行料金が半額になります。

(第1種障害者の方)



(第2種障害者の方)



【対象となる自動車】

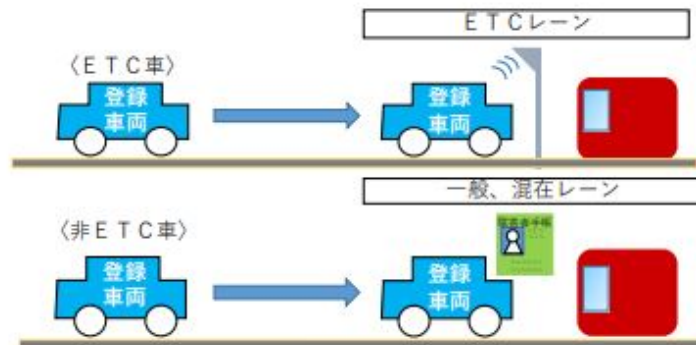
- ①事前登録された自動車（障害者1人につき1台）
※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。
- ②事前登録されていない自動車
（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。
※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。
※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【利用方法】

①の場合

身体障害者又は重度の知的障害者による割引登録申請のうえで、

- ・ E T C車の場合は、登録した E T Cカードを E T C車載器に挿入し、 E T Cレーンを無線走行（手帳の提示は不要。ただし、携行は必要）
- ・ 非 E T C車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行



②の場合

- 割引登録申請のうえで、ETC車、非ETC車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳を提示して走行
(事前登録されていない自動車は、ETC無線通行では、本割引の適用を受けることはできません。)
- 料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
- 料金所係員が自ら運転(又は要介護者の場合は同乗)していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用



【手続きに必要なもの】

ETC をご利用になる方	ETC を利用されない方
①身体障害者手帳または療育手帳	①身体障害者手帳または療育手帳
②運転免許証(第2種の手帳所持者のみ) ※1	②運転免許証(第2種の手帳所持者のみ) ※1
③自動車検査証 ※2	
④ETCカード(障害者本人名義のもの)	
⑤ETC車載器セットアップ証明書	

※1 マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショット又は印刷も可)を提示してください。

※2 電子車検証の場合は、電子車検証の記録内容を印刷した「自動車検査証記録事項」が必要となります。

※ 有効期限がありますのでご注意ください。更新手続きは、有効期限の2ヶ月前から行っています。上記の必要なものを持参の上、社会福祉課にお越しください。

【事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請について】

ETC 利用登録者は、オンライン申請が可能です。

- ①オンライン申請受付サイト(マイナポータルと連携)にて申請
URL : <https://www.expressway-discount.jp>
- ②有料道路 ETC 割引登録係から送付された割引対象である旨を記載したシールを利用者ご自身で手帳に貼付ける
↓
- ③割引適用開始 ※社会福祉課窓口を直接訪れる必要がありません。

【ETC 割引についての問い合わせ先】

有料道路 ETC 割引登録係 【TEL】045-477-1233(受付時間: 平日 9 時~17 時)

(7) 天理市駅前南北地下自転車駐輪場の定期利用割引 【窓口】天理駅前南北地下駐輪場

【対象者】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【内 容】定期利用料が半額になります。

手帳を提示してください。市役所での手続きは必要ありません。



(8) 携帯電話料金の割引 【窓口】各取扱店販売店

携帯電話会社各社では、障害者手帳による割引サービスを行っています。

携帯料金の割引は自治体ではなく、携帯電話会社各社が行っている

福祉サービスなので地域差はありません。

また、携帯電話料金の割引に関しては、障害者手帳の交付が条件となっているだけで、申し込みの際に手帳の等級は影響しません。



身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の
提示により、割引を受けられる場合があります。
施設等を利用される方は、各自でご確認ください。

【対象者】

①	全額免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方が世帯におられ、世帯全員が市民税非課税の場合
②	半額免除	次のいずれかにあてはまる方が、世帯主かつ受信契約者の場合 ・視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳を持つ方 ・身体障害者手帳1級または2級を持つ方 ・療育手帳A1、A2を持つ方 ・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方

【手続きに必要なもの】

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ② 印鑑



* 社会福祉課で、受信料免除証明を受け、NHK放送局に申請してください。

【受信料の半額免除申請WEB受付について】

申請方法として、マイナポータルと連携したWEB申請も可能です。

・下記の半額免除の事由に該当し、マイナポータルの利用登録をされている方。

視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が1級または2級の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで障害等級が1級の方が世帯主で受信契約者の場合

※重度の知的障害者の方については、マイナポータルとの連携により、等級情報を確認出来ない場合があるため、WEB申請の対象となっておりません。

免除対象や申請方法について詳しくはこちらから



ホームページ「NHK受信料窓口」

URL : <http://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>

【問い合わせ】 NHK奈良放送局 奈良市三条大路1丁目1-20

【TEL】0742-30-0500

【FAX】0742-30-0530

11. 社会参加

(1) 奈良県おもいやり駐車場制度

【窓口】奈良県地域福祉課

奈良県では、「奈良県おもいやり駐車場制度」を平成28年から実施しています。
この制度は、誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす使用者や要介護認定を受けた高齢者など移動に配慮が必要な方のための駐車場を公的施設や民間施設に整備するとともに、これらの方に利用証を県が交付し、当該駐車区画を利用いただく制度です。

「車いす優先駐車区画」…車いすの方に優先して利用いただける区画（他区画より広い幅）
「ゆずりあい駐車区画」…広い区画は必要ないものの、移動に配慮が必要な方に利用いただける区画（他区画と同じ幅だが、出入口に近い駐車区画）

【対象者】

対象者区分	ゆずりあい駐車区画利用証交付要件	車いす優先駐車区画利用証交付要件
視覚障害	4級以上	—
聴覚障害	3級以上	—
平衡機能障害	5級以上	—
上肢機能障害	2級以上	—
下肢機能障害	6級以上	2級以上
体幹機能障害	5級以上	2級以上
脳原性上肢機能障害	2級以上	—
脳原性移動機能障害	6級以上	2級以上
内部障害	4級以上	—
知的障害	A1・A2・A	—
精神障害	1級	—
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病特定医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	—
要介護高齢者	要介護1～5	要介護3～5
上記以外の歩行困難者	診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者	車いすの使用が必要な旨記載された診断書

【お問い合わせ】

奈良県地域福祉課
〒630-8501 奈良市登大路町30
地域福祉推進係 【TEL】0742-27-8503



(2) 駐車禁止規制等の除外指定車標章の交付**【窓口】天理警察署**

「駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車標章」を掲示している場合は、駐車禁止規制等の適用が除外されます。

【対象者】

視覚障害	1級～4級で種別が第1種の方
聴覚障害	2級・3級
平衡機能障害	3級
上肢機能障害	1級・2級で種別が第1種の方
下肢機能障害	1級～4級
体幹機能障害	1級～3級
脳原性上肢機能障害	1級・2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
脳原性移動機能障害	1級～4級
内部障害	1級～3級
知的障害	A1・A2
精神障害	1級

【手続きに必要なもの】

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 印鑑
 - * 代理申請の場合は委任状等が必要になることがありますので事前に警察署へ問い合わせてください。

【問い合わせ】 天理警察署 **【TEL】** 0743-62-0110 **【FAX】** 0743-63-7890

(3) 自動車運転免許取得費の助成**【窓口】社会福祉課**

免許取得に要する教習費の一部を助成します。

（肢体不自由の方：限度額 100,000 円 / 聴覚障害の方：限度額 50,000 円）

【対象者】 肢体不自由又は聴覚障害のため運転免許証に条件が付されており、市内に3ヶ月以上居住している方。ただし、免許取得後6ヶ月以内に申請してください。

【手続きに必要なもの】

- ① 身体障害者手帳
- ② 運転に際し、条件が付されている運転免許証
 - ※マイナ免許証の方は、マイナポータル又はマイナ免許証読み取りアプリを利用し、免許情報画面を印刷したものの提出が必要です。
- ③ 自動車学校の教習費領収書
- ④ 口座番号のわかるもの



(4) 自動車改造費の助成

【窓口】社会福祉課

身体障害者用操行装置及び駆動装置などの改造に要する経費を助成します。

(限度額 100,000 円) * 所得制限があります。

【対象者】身体障害者手帳所持者で次のいずれにも該当する方

- ① 肢体不自由の方でその障害により運転免許証に条件が付されている方
- ② 障害者本人所有の自動車を、自ら運転するために改造する必要がある方

【手続きに必要なもの】

- ① 身体障害者手帳
- ② 運転に際し、条件が付されている運転免許証

※マイナ免許証の方は、マイナポータル又はマイナ免許証読み取りアプリを利用し、免許情報画面を印刷したものの提出が必要です。

- ③ 車検証
- ④ 改造にかかる経費の領収書
- ⑤ 口座番号のわかるもの
- ⑥ 個人番号カード又は個人番号通知カード

(5) 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の貸与

【窓口】社会福祉課

身体障害者の自立と社会参加を図るため、盲導犬、介助犬又は聴導犬を貸与します。

【対象者】18歳以上で県内に1年以上居住している方。他の条件あり。

[視覚障害（1級）肢体不自由（1・2級）聴覚障害（2級）]

* 県と事業者との協議により貸与の可否が決定されます。



(6) 中途失明者生活訓練事業

【窓口】社会福祉課

中途失明され、重度の視覚障害者となられた方の自宅に指導員を派遣し、生活に必要な助言・指導、歩行訓練、コミュニケーション訓練などを行います。

【対象者】在宅の重度の視覚障害者（視覚障害1級・2級）

* 県と事業者との協議により対象者が決定されます。

(7) 福祉の店利用券

【窓口】 社会福祉課

天理市商工会の善意により、加盟協力店で利用券を事前に提示されますと、各種割引サービスが受けられます。

【対象者】 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

- * 加盟協力店は窓口でお渡しする福祉の店加盟店一覧をご覧ください。
- * 利用券には有効期限がありますのでご注意ください。

(8) 郵便等による不在者投票

【窓口】 選挙管理委員会

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳を持っている選挙人で、次のような障害のある者（○印の該当者）に認められています。

障害名	障害の程度		
	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、 移動機能の障害	○	○	
心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

(9) 郵便等による不在者投票における代理記載制度【窓口】 選挙管理委員会

郵便等による不在者投票することができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある者（○印該当者）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届けた者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

障害名	障害程度
	1 級
上肢、視覚の障害	○

※上肢、視覚の障害が1級であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（上記参照）でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

(10) 車椅子の貸出**【窓口】社会福祉協議会**

緊急または一時的に、短期間車椅子を必要とする方に貸し出します。

【対象者】市内在住の方で、緊急または一時的車椅子を必要とされる方

* 貸出期間や条件など、詳細は天理市社会福祉協議会へお問い合わせください。

(11) 福祉有償運送**【窓口】各登録事業所**

単独ではタクシー等の公共交通機関の利用が困難な方が、天理市福祉有償運送登録事業所へ会員登録することで、有償（タクシー料金の半額程度）で受けられる移送サービスです。利用するには、天理市有償運送登録事業所への登録が必要です。天理市では下記登録事業所がありますので、利用する場合は、各事業所へお問い合わせください。

【対象者】・身体障害者手帳の交付を受けている方

・肢体不自由、内部障害、精神障害又は知的障害により、単独では公共交通機関を利用することが困難な方

●天理市福祉有償運送登録事業所一覧

法人の名称（代表者）	所在地	連絡先
特定非営利活動法人 自立生活センター ・サポート24（藤本 隆二）	奈良市法蓮南町 1027-1 若草ハイツ1階	0742-26-6150
特定非営利活動法人 ・サポートセンターはあと（菊山 礼子）	大和郡山市筒井町 524-3	0743-56-8107
特定非営利活動法人 団栗会 ・居宅支援事業所ころころ（天井 浩）	磯城郡田原本町奏庄 300	0744-32-7398
一般社団法人 komorebi（吉川 孝之）	天理市三島町 183-1	0743-85-6801

『身体障害者マーク』のご購入等については、奈良県社会福祉総合センターへお問い合わせください。



奈良県社会福祉総合センター

〒634-0061

奈良県橿原市大久保町 320-11

TEL) 0744-29-0179 FAX) 0744-29-0178

URL) <http://www.nasuishin.jp/nashinren/>

12. その他

(1) 障害年金 【窓口】 保険医療課／桜井年金事務所

20歳以上の方は、障害年金を受けられる場合があります。ただし、障害者手帳の障害認定とは別の審査基準となっており、障害年金の「級」と障害者手帳の「等級」は異なります。軽度の障害については支給されないこともあります。詳細については、各加入年金窓口でおたずねください。

【問い合わせ】 国民年金 天理市役所 保険医療課
厚生年金 日本年金機構 桜井年金事務所
【所在地】 633-8501 奈良県桜井市大字谷 88-1
【TEL】 0744-42-0033 【FAX】 0744-42-0038

(2) 生活福祉資金の貸付 【窓口】 社会福祉協議会

障害者世帯に対し、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると認められる費用の貸付を行っています。

貸付条件や資金の種類、金額など、詳しくは天理市社会福祉協議会までおたずねください。

【問い合わせ】 天理市社会福祉協議会 天理市田井庄町 723 番地
【TEL】 0743-61-2200 【FAX】 0743-69-5201

(3) 日常生活自立支援事業 【窓口】 社会福祉協議会

認知症高齢者、知的障害または精神障害のある方で、自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用料等を払ったりする際、自分一人の判断では自信がないといった不安をお持ちの方が安心して適切な福祉サービスを利用し、地域で生活ができるようにお手伝いします。利用手続きなど詳しくは、天理市社会福祉協議会までおたずねください。

【問い合わせ】 天理市社会福祉協議会 天理市田井庄町 723 番地
【TEL】 0743-61-2200 【FAX】 0743-69-5201

(4) 成年後見制度 【窓口】 社会福祉課

知的障害や、精神障害のために、判断能力の不十分な方は、財産管理や身上監護（介護や施設への入退所などの生活へのかかわり）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であり、また、悪質な商法などの被害にあうおそれがあります。このような方を保護し、支援するのが成年後見制度です。制度の利用については、窓口にご相談ください。

(5) 心身障害者扶養共済制度

【窓口】 社会福祉課

加入された保護者が自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡した場合、障害のある方に年金が支給されます。

【対象者】心身に障害のある方（身体障害者手帳1級～3級または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者）の保護者で、65歳未満の方

(6) 声の広報

【窓口】 社会福祉課

視覚障害の方に、市の広報紙「町から町へ」を朗読したCDを郵送します。また、市議会だより「まほろば」については希望の方に朗読テープを郵送します。

(7) めくもり収集

【窓口】 環境クリーンセンター

高齢者や体に障害をもっておられる方の世帯で、家庭から出るごみを集積場所まで持っていくことが非常に困難な世帯について、その世帯の家の玄関先までごみの収集にうかがいます。めくもり収集の対象になる世帯は、つぎのいずれかの要件に該当する方のみの世帯とします。ただし、ごみを所定の集積場所まで持っていくのに、親族や近隣の方などの協力が得られる世帯は除外します。

1. おおむね65歳以上で、身体の状態が介護保険法に規定する介護認定において要介護度が要介護1程度以上で、かつ介護保険のホームヘルプサービスを利用している方
2. 身体障害者(難病患者を含む)、知的障害者、精神障害者に対する障害福祉サービスでホームヘルプを利用している方

めくもり収集の利用を希望する方は、本人又は本人の状態を把握している代理人が口頭、電話又はファックス等で環境クリーンセンターに申請してください。

【問い合わせ】 (令和7年5月6日まで)

環境クリーンセンター

【TEL】 0743-64-3911 【FAX】 0743-64-4321

(令和7年5月7日から)

天理市清掃管理事務所

【TEL】 0743-85-7991 【FAX】 0743-85-7996

(8) 災害用バンダナの配布

【窓口】社会福祉課

耳の聞こえない方と手話のできる方に災害用バンダナを配布します。

聴覚障害は、見た目では障害者である事がわかりにくい障害です。

このバンダナは災害時など緊急の時に、聴覚障害者が周囲の方々に避難所などでの情報取得のサポートをお願いしやすくするためのものです。

また、手話ができる人へも配布しますので、手話ができる人がこのバンダナを着用することで、聴覚障害者がサポートをお願いしやすくなっています。

【対象者】

- ・市内に居住し、身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されている方、等
- ・手話ができる聞こえる方

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳

(9) 天理市障害者当事者及び福祉団体

障害のある人もない人も、誰もが豊かに安心して家庭や地域のなかでともに生活できる社会こそが、普通の社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を実現すべく活動されている団体です。こうした趣旨に賛同してくださる方(障害者・その家族)及びボランティアの方の入会を呼びかけられています。

入会申し込み、お問い合わせは下記団体までお願いします。

団体名	代表者	電話番号
天理市聴覚言語障害者福祉協会	会長 中井 功	63-5053 (FAX)
天理市肢体不自由児者父母の会	会長 澤田 美千代	66-2107
天理市手をつなぐ育成会	会長 坂本 久代	64-0606
天理市腎臓病患者友の会	会長 村井 良昭	67-0276
天理こころの会	会長 藤善 瑞子	63-0339